

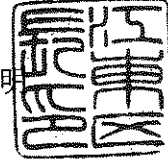
一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都葛飾区東立石3丁目5-1
氏名 高嶺清掃 株式会社
代表取締役 関川 泰子
(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

平成23年3月28日

江東区長 山崎 孝明



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3 運 元 区長の指定する処理施設
特別区長の指定引取場所

4 作業場所 区内の区域内

5 許可期間 平成23年4月1日 から
平成25年3月31日 まで

6 許可の条件
作業にあつては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

- この許可について、不服があるときには、この許可証を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、江東区長に異議申立てをすることができます。
- この許可の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前項の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに係る決定を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により江東区を被告として(江東区長が被告の代表者になります。)提訴することができます。